

第 18 日目（3 月 17 日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員は 20 名であります。

なお、病院事業管理者から欠席、黒岩揺光君から欠席、川辺きのい君から欠席の届出が出ていますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第 10 号）のとおりといたします。

○議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。
市長。

○市 長 皆さん、改めましておはようございます。私から 2 点、報告させていただきたいと思います。まず 1 点目は、昨日遅くですね、深夜に福島の方で起きた地震のことです。大変皆さんも驚かれたり心配されたと思いますが、そのことにつきましてこの後、総務課長のほうから短く現状の報告をさせますのでよろしくお願いいたします。

何よりすごいと思っているのは、今は当たり前になりましたが、国土交通省の関係者の皆さん及び様々な機関から、いち早くどんどん連絡も入ってまいりまして、今はホットラインで結ばれておりますが、そういうことの中で確認をお互いにしながらということで進めました。

震度 5 弱ということで、大変驚かれた方が多いのではないかと思います、その辺につきましてもこの後、こういうことであるということで報告をさせます。今日、朝からもうヘリがいっぱい飛んでいたのを確認されていると思いますが、加えて上空からの目視で、今は雪崩もありますし、道関係、それから砂防の関係とかも全部調査も行っているということでもありますのでよろしくお願いいたします。

2 点目は、課長の前に私から。令和 3 年度の水準測量の結果が報告されておりますので、皆さんにお知らせしたいと思います。毎年、新潟県と南魚沼市が共同で行っている重点区域の水準測量についてですが、令和 3 年度の水準測量結果が発表されておりますので報告します。これは、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 1 日にかけての地盤沈下の状況を観測したもので、感覚としては 1 年遅れということになるわけですがけれども、今シーズンの降雪については対象になっていないということは、ご承知おきいただきたいと思います。

水準測量の結果としては、六日町中学校付近で最大沈下量が 18 ミリメートルです。小雪だった前年の結果、これは令和 1 年の同じく 9 月 1 日から令和 2 年にかけてですが、最大が 6 ミリメートルでした。最大沈下量はやや大きかったということになるわけです。しかしながら、昨シーズンの降雪量から考えると、比較的小幅なものに収まったかという、感覚を少し持っているというのが正直なところであります。これは勝手な、予断は許されませんがそういうことでもあります。

今後も地盤沈下の推移を十分注意していかなければならないと思っておりますし、加えま

して一方で市民の皆さんの暮らし、また日々の経済活動も当然あるわけでありまして、この辺のことを適切な地下水利用と、その規制による地盤沈下の抑制の両立を今後も目指していきたいと考えておりますので、冒頭、報告に代えたいと思います。

ちなみに、もし、ということではありますが、平成 29 年からのことをもう一度おさらいさせてもらいたいと思います。最大沈下量とそれから雪の関係です。平成 29 年度、取り組んだ初年度ということになるかもしれませんが、これが 8 メートル 99 センチ、約 9 メートルだったわけですが、このときが沈下量は 11 ミリメートル。平成 30 年度が 11 メートル 41 センチ、雪が累計でありましたが、このときは 10 ミリメートル。令和元年度が 8 メートル 69 センチ、これが 11 ミリメートル沈下。令和 2 年度が先ほど言いました 6 ミリメートルですが、このときが 2 メートル 66 センチ、小雪だったわけです。そして令和 3 年度が累計では 14 メートル 18 センチ、大変大雪だったわけですが、このときが 18 ミリメートルということですので、申し添えたいと思います。時間をお借りしました。ありがとうございました。

○議 長 総務課長。

○総務課長 それでは、昨晚、11 時 36 分頃、宮城県と福島県で震度 6 強を観測しました地震につきまして報告いたします。まず、報道等であるとおり宮城、福島などで死傷者が出ています。残念でなりません。南魚沼市内では震度 5 弱というふうに報道がありました。これは本庁舎の震度計の計測震度が 4.5 となります。これを震度にしますと、これをもって震度 5 弱となるものであります。大和庁舎、塩沢庁舎は震度 3 であります。今のところ市内では大きな被害といったものは報告されておられません。

また、市の施設におきましては、可燃ごみ処理施設で一時停電がありましたが、現在は復旧しております。現在は各担当課によりまして、市有施設などの確認を行っているといった状況であります。

報告は以上です。

○議 長 黒岩揺光君から 3 月 1 日の議会における発言について、会議規則第 65 条の規定によって、お手元に配付した発言取消申出書に記載した下線部分の発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、黒岩揺光君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

○議 長 日程第 1、第 13 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計予算、日程第 2、第 15 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計予算、以上 2 件を一括議題といたします。産業建設委員長・吉田光利君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 おはようございます。昨夜の地震にはびっくりしました。今ほど総務課長のほうからお話があったように、被害がなくて何よりでしたけれども、ただ、南魚

沼市は豪雪地帯でありますので、大雪のとき屋根雪があつたら本当にどうだったのだろうと心配するところでもあります。

今朝、私ごとですが、朝礼を10人ほどでやってきました。10人中2人が昨日の地震に気づかなかつたという話がありましたけれども、世の中には大物がいるものだと思ったところがございます。

それでは、本題に入ります。産業建設委員会に付託されました、第13号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計予算、第15号議案 令和4年度南魚沼市下水道事業会計予算について、審査の結果を報告いたします。

審査状況ですが、期日、令和4年3月3日、午前9時30分から行いました。委員の出席は7名全員であり、議長からも出席いただきました。審査の内容であります。執行部の関係部課長、係長、主幹から出席いただき、説明を受けた後、質疑を行い、審査を行いました。

結果を報告いたします。まずは、第13号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計予算についてご報告をいたします。水道事業会計予算の編成方針は4点。1、地域別水源方式の水源再構築に向かい施設整備を加速すること。2、老朽施設の改修と迷惑管路の改善により有収率の向上をさせること。3、重要給水施設の管路を耐震化すること。4、料金改定を行い経営基盤の強固を図ることと説明を受けました。

令和4年度は合併以来、成し得ていない料金の見直しを手がけていくことが最大の課題です。審査では料金体系の見直しと地域別水源方式について質疑が集中しました。料金体系については、一般向けには10立方メートルの基本料金を廃止するが、リゾートマンションは今までどおりの基本料金体系を残す考えがある。口径の大きい事業所については、料金体系の見直しで値上げになる懸念があり、早めに案を作成し、誠実に説明して理解いただくように取り組んでいく。

地域別水源方式については、平成23年の災害で市内の3分の1が断水になった教訓を得て、断水にならない水源を確保したい。最終的に非常用水源から常用化になるかについては、畔地浄水場の老朽の年数の関係、水を配水する自然流下方式を最大限に使って、どのエリアを常用化できるのか、もしくは、できないかというような判断をしていきたいとのことです。

質疑の後、委員長を除く全員が討論を行い、賛成4、反対2で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、第13号議案については、会議規則第108条第1項の規定により、少数意見の留保がされました。添付のとおりでございます。

次に、第15号議案 令和4年度南魚沼市下水道事業会計予算についてご報告いたします。下水道事業会計予算の編成方針は4点。1、投資の合理化を目的とした広域化事業の推進、農業集落排水、大和クリーンセンターの県流域下水道への統合です。2、マンホール蓋の更新事業による不明水対策の実施。3、浸水対策として雨水幹線事業の実施。4、改定経営戦略に基づき効率的な事業運営に努めることです。

主な質疑は、不明水対策のマンホール蓋の交換の効果については、不明水の多いマンホー

ルポンプから警報が頻発する地域を絞り、カメラ調査により不明水の流入箇所を特定した。流入の多い箇所を修繕した結果、警報は激減したとのこと。

質疑の後、反対討論 2、賛成討論 2 があり、賛成 4、反対 2 の原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議 長 2 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 13 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計予算については、黒岩揺光君から会議規則第 108 条第 2 項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。報告につきましては本人欠席のため、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 第 13 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 13 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論を行います。

南魚沼市の水道料金が県下一高いことは、これまでも指摘してきました。そして、令和元年 10 月の消費税増税に併せて料金改定が行われ、さらに高くなりました。反対の最大の理由は、水道料金があまりにも高いことです。この高料金の原因が、畔地浄水場を中心とした水道施設への過大な投資であることも明らかになっています。畔地浄水場の 1 系列運転や、地域別配水方式への切替えなどが進められていますが、水道料金の引下げに結びつく内容ではありません。

私は市議会議員になって以降、一貫して水道料金の引下げを求めてきました。多くの市民が関心と期待を寄せている市政の重要課題であり、財政的な問題も理解しているつもりですが、一般会計からの繰入れを増やしてでも、料金の引下げを求めるものです。

さらに、ともかくつながっていれば 1 か月の基本料金が 2,460 円になる料金体系です。口径別料金体系への移行の方向が示されていますが、具体化が進んでいません。10 立法メートル使っていない加入者は大勢います。特に単身世帯では、独り暮らしのお年寄りなど 5 立方メートル以下の方もいるわけです。こうした人たちの料金引下げを実施していただきたいと思います。そのためには 1 立方メートルごとに加算する料金体系の導入が必要だと考えます。

こうした料金体系への早期の実現を求め、令和 4 年度南魚沼市水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 第13号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計予算に対しまして、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

高額な水道料金の原因の一つでもある畔地浄水場からの送水で、市内の93%の地域が、現在賄われております。また、水道事業は原則として水道料金によって支え、守られております。しかし、現状では給水原価より令和2年度においては33円、供給単価が低い状況でもあります。加えて、人口減などによる水道使用量の減少や、施設や水道管の老朽化、水質管理の複雑化など多くの課題に直面している状況の中で、市民の生活を支えるために、安全で良質な水を安定して持続的に供給していくことが、まずは何より大事なことであります。

その中で、水道料金改定に向けて経営分析を行い、必要な原価の検討、口径別料金体系の導入の検討、超過料金の均一単価の検討、基本水量廃止の検討、特殊料金の必要性の検討など、市民から支持される適正かつ公平な改定を目指し、さらに改定により負担が大きくなる方々への緩和措置の検討など、料金改定は慎重かつ丁寧に検討を進める必要があります。

同時に、塩沢地域における非常用水源の運用検討から具体的な施設整備に移行し、将来的には魚野川の東西を6ブロックに分け、それぞれに水源を確保して災害時の断水を回避するとともに、非常用水源井戸の常用化を目指し、浄水場の規模の縮小化を図っていく検討も現在進めているところであります。

このように、本予算では地域別水源方式の実現を目指し、塩沢地域の水源再構築に向け施設整備を加速化させるとともに、管路の耐震化などにも取り組んでいく方針が盛り込まれております。

以上のことから、将来にわたり水道サービスを安定的に継続できるように、経営基盤安定と財政マネジメント向上に取り組んでいる予算編成と評価し、賛成討論といたします。多くの皆様からのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表して、令和4年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。

昨夜の大きな地震のときに一番最初に感じたことは、安否確認後のライフラインが正常に稼働しているかということです。ライフラインという言葉の意味を考える中で、水の存在は人間にとって生活する上でとても重要なものです。その水が安心かつ安全な状態で配水されていることこそが、行政の事業として重要なことだと言えるでしょう。改めて水道をライフラインとして考えてみます。私たちも東日本大震災直後の夏に水害を経験し、水道が一部使えなくなるなど水道災害を経験いたしました。その結果、改めて水道事業の在り方を考える機会を与えられました。

予算に関しては、水道料金が高いことに対する反対意見などがあると思います。しかしながら、南魚沼市の水道事業としての最適化を図るために、日々努力し、改善しようとしている姿勢は評価できます。

令和4年度予算では、塩沢地域の地域別水源方式の再構築に向けた施設整備を加速化させるほか、災害時の重要施設である指定避難所への配水管耐震化事業も行われる内容でした。また、配水池等の老朽施設の改築など、有収率向上のための漏水対策として塩ビ管による老朽管布設替えに取り組むことにもなっております。これらの内容は、災害向けの効果が見込まれるため、料金体系だけではない安全の担保を視野に入れ、予算組みされている点に関しては大きく評価できます。

そのほか、修繕費や維持管理費などの縮減を図り、効率のよい浄水場の運転管理と施設の延命化を図ろうという努力の姿勢を感じることができます。現時点での水道料金の中で、事業運営をし、努力していること。また、前向きに水道料金を値下げできないかという検討に多くの時間を費やしていることは、市民の生活を安心・安全を最優先して考えている姿勢であることを強く感じます。

今後の課題として、先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指すことが求められます。また、現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道水の確保など、市内全域で考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出を抑えるために、調査・修繕をさらに行うことも求められます。そのほか、人口が減少する中で、給水収益の減が見込まれる地域、特にリゾートマンションなどでの持続可能な水道事業を目指す必要があります。

このようなことを総合的に考えるのであれば、令和4年度の水道事業会計予算を評価いたします。今後の水道事業において多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く願って賛成といたします。多くの議員からの賛成を求めます。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、市民クラブを代表して、第13号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

水道事業会計の予算作成に当たっては、市民にとって最も基本的なライフラインである生活用水の安定供給と、それを担保するための水道事業の継続性の確保を優先に考えながら、市民の負担軽減や公平性に配慮することも重要な要素となります。令和4年度水道事業会計予算では、このような考え方を基本としながら、水道水の安定供給や施設の維持管理費の削減、さらには災害時対応等も含め、地域別水源方式の実現に向けた施設整備を進めるとともに、国の補助事業の有効活用等による老朽施設の改修や水道管の布設替えの実施、さらには

災害時の避難所等、重要給水施設の管路の耐震化にも取り組むなど、計画的な取組を着実に進めるための予算となっています。

また、料金体系の見直しによる利用者負担の公平化に向けた取組を進めるなど、畔地浄水場への過大投資が事業運営への大きな負担となる中においても、その改革に向けた取組は着実に前進しています。市民の皆さんに安心・安全で質の良い水を届けながら、安定した事業継続の実現に向け努力するという、執行部の決意が見て取れる予算編成であり、その計画を着実に進めるための予算編成でもあります。

その意味からも、令和4年度南魚沼市水道事業会計予算については、多くの議員の皆さんから賛成をいただきたくお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 改めまして、皆さんおはようございます。この議案の討論の場で、1番議員と2番議員が欠席というのも大変残念なことだと私はそんなふうに思っています。第13号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計の予算案について、歩む会を代表して賛成の立場で討論に参加します。

令和4年度の水道事業会計の予算編成の方針として、施設整備の加速化、有収率の向上、管路の耐震化、経営基盤の強化という4つが挙げられていますが、その方針に全く異存ありません。第13号議案は、予算案についての是非を問う議案であり、事業内容について多くを語る場ではないと認識しています。水道事業の経営状況や水道料金など、様々な問題点もあるかと思いますが、財政的に苦しい現状を考えれば、現行制度においてこれ以上の予算案は望めないだろうとそのように思います。

現在、水道料金については、口径別の新たな料金体系への改定を行うよう準備が進められています。これにより遠からず、より公平性の高い料金プランができることを期待しています。聞くところによれば、このプランがまとまるのが8月頃だろうという話も聞こえてきます。

さて、この予算案は担当課により可能な限りの検討が加えられ、産業建設委員会で議論された結果、承認されたもので、この場で反対する理由が見つかりません。今後も水道行政については、さらに改善を心がけ、安全・安心な水道水の安定供給に努めていただくよう強く要望し、賛成の討論とします。多くの皆様方の賛同をいただきますよう、お願いします。

以上であります。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 13 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 13 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第 15 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 15 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論を行います。

南魚沼市は下水道の使用料も県内トップクラスです。上水道と合わせると市民には大変な負担になっています。令和元年度から企業会計に移行し、経営内容が明らかになっていますが、補助金、繰入金頼みの苦しい経営内容になっています。水道会計の高料金対策のように、国の基準の見直しによって繰入金などが変更になったり、市の財政状況によって一般会計繰入金が減額されれば、直ちに赤字に転落してしまいます。

昨年予算審議の際にも触れましたが、資産に対して資本金がごくわずかしかない点を指摘しました。これは他会計からの出資や利益剰余金の資本への繰入れがない限りは増えないので、事態は大きく変わっていません。令和 5 年 3 月末の予定は、24 億 4,000 万円となっていますが、これでも資産、負債が 544 億円に対しては少なく、資本金が 100 億円を超えている水道事業に比べても極端に低い金額です。

また、現金預金は令和 4 年 3 月末の半分近くの 2 億 400 万円となっていて、資金繰りも大変厳しいものと思います。そして、昨年触れましたが、固定資産の中には農業集落排水の処理施設が含まれています。令和 4 年中には全て流域下水道へのつなぎ込みが完了し、不要な施設となります。有効な活用方法もないまま、遊休施設を抱えていかなければなりません。これも財政の足かせになります。

さらに、企業債返済のために新たな借入れを起こしていることです。これは設備投資をした資産の耐用年数と借入金の償還期間の違いによるものとの説明で、理屈は理解できますが、高齢化と予想以上の人口減少が続き、予算規模も縮小していくことで将来世代にツケを回すことにならないか心配です。

以上、財務上の懸念を指摘して、下水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君　それでは、未来創政会を代表して、令和4年度南魚沼市下水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。特に企業会計移行のメリットを生かして、事業経営の効率化を図っております。特に令和4年度は、投資の合理化を目的とした広域化事業の推進を行います。そのほか、大和处理区の県流域下水道への統合事業着工を目指し、県と協議を重ねて事業変更などの法的手続を進めるということでした。

そのほか、農業集落排水を公共下水道へ統合するための汚水管渠布設工事を引き続き実施する。また、マンホールの更新により雨水の流入を減少できるなどの改善が見られました。下水道会計で今後、改善が必要と思われるのは不明水問題であり、その不明水の調査、研究に関しては年々進んでいます。改善に向けて動いている姿勢を評価したいと思います。

今後は、策定された下水道経営戦略に基づき、中長期的な姿勢に立って、効率的かつ効果的な経営努力をすることを強く要望し、賛成討論といたします。

○議長　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　それでは、議長から発言を許されましたので、市民クラブを代表しまして、令和4年度南魚沼市下水道事業会計予算に対し、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

下水道事業会計については、事業の一層の効率化を図るため、地方公営企業法の全部適用とし、事業運営を進める中で事業全体の運営状況や財政見通しの把握が明確になりつつあります。しかし、下水道事業自体が当市のような人口の集積が進んでいない地域では、健全経営の実現は極めて難しいという事業でもあります。

そのような状況の中、投資の合理化と維持管理費の削減に向け、農業集落排水の公共下水道への接続を進め、その後は大和クリーンセンターの県流域下水道への接続に向けた手続を進めるなど、先を見据えた取組がうかがえる予算となっています。この取組を進めるに当たり、農業集落排水施設の遊休資産化の問題等もありますが、これは経費削減に向けた先進的な取組を進める過程での問題であると考えます。

また、経営に大きな影響を与える不明水対策についても、マンホール蓋の更新事業に加え、管路の接続部の調査等を進めるなど、維持管理経費の削減に向けた検討と努力の跡がうかがえる予算となっています。さらには、下水道事業には市民生活における利便性の実現と、衛生環境の確保という重要な政策目的もあり、これらの実現に向けて厳しい経営の中においても的確な計画と対応により、これらの政策目標の実現とともに、安定経営の実現に向けた予算編成であると考えます。

これらのことから、多くの皆さんからのご賛同をお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 15 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 15 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 9 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第 4、第 10 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 5、第 11 号議案 令和 4 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第 6、第 12 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、日程第 7、第 14 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計予算、以上、5 件を一括議題といたします。5 件について、社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の審査報告を行います。

調査期日は、令和 4 年 3 月 2 日、委員の出席状況は 7 名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査内容につきましては、それぞれ関係する執行部から出席を求め、審査を行いました。

付託案件が多いため、簡潔にご報告を申し上げます。最初に、第 9 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算についてでございます。令和 4 年度、被保険者数は団塊の世代の方々が 75 歳に到達し始めることにより、前年度比マイナス 517 人の大幅減の 1 万 1,754 人と見込み、1 人当たりの給付金額は 11 万 8,574 円、前年度比マイナス 0.6%、1,277 円の微減の算定となりました。なお、県平均は 11 万 6,348 円であり、昨年同様、県平均を少し上回る配分となっております。

しかし、この 2 年間、新型コロナウイルス感染症によって受診控え、あるいはその反動などがあり、今後も含めて非常に見通しが難しい状況になっております。加えて、被保険者数も減少していく傾向にあり、今後、1 人当たりの給付金額がどのように推移していくか注視していく必要があるとの説明がございました。

令和 4 年度南魚沼市納付金は 13 億 9,371 万円となり、前年度比 7,697 万円の減少と見込んでおります。その上で、令和 4 年度当初予算は、歳出では保険給付費は県が試算した医療給付費等の推計を参考に見積もり、歳入では新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて国民健康保険税を推計し、総所得額の減少、被保険者数の減少、その他制度改正の影響を考慮し

て、令和3年度調定見込額の約5%減と試算いたしました。

歳入不足分は、支払準備基金から6,000万円を繰り入れ、現時点での残高は約1億円になるとの見込みでございます。なお、所得が確定した段階で、見込んだ額以上に特殊な事象や大幅な所得減となった場合には、税率の見直しなども含めて検討しなければならないとの説明がございました。

説明後に質疑に入りました。保険税収入について、特定健診関連について、支払準備基金について、健康ポイントについて、今後の見通し等々が質疑されました。その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決でございます。

次に、第10号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。令和3年度保険給付費合計での1人当たりの額は、予算編成時には約72万円と試算しておりましたが、決算見込みとしては69万6,047円となっております。予算時点よりマイナス3.6%、前年度決算の69万4,878円と比較すると、微増という見込みになっております。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症による受診控えが、令和3年度も続いている状況であります。外来診療分である入院外費が、前年度比プラス1.6%、19万6,358円だが、前々年度までの状況と比較するとまだマイナスの状況が続いております。

令和2年度に閣議決定されました窓口負担割合2割の導入が、令和4年10月1日から施行となります。対象者数の見込みは、令和3年8月現在の試算で市内の被保険者数全体の11.7%に当たる1,085人と算出しております。なお、正式な対象者数は、令和3年所得が確定後に判明することになります。保険料賦課限度額については2万円を引き上げ66万円となります。市内の被保険者の影響人数は、令和2年所得による試算で、34人程度と見込んでおります。影響額は66万円程度と考えております。これも令和3年所得の確定後に確定することとなります。

説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決でございます。

第11号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計予算についてでございます。令和4年度介護保険料は、第1号被保険者数を前年度比52人減の1万8,727人と見込み、昨年度比0.4%増の14億4,046万円と計上しました。

介護保険給付準備基金は、第8期計画で保険料軽減に充当する目的で、1億8,000万円を3年間で取り崩す計画でございます。令和4年度は取崩し額を7,120万円と見込み、令和4年度末残高見込額は4億9,317万円となります。

要介護認定者数は増加している状況にあり、令和4年1月末現在、第1号被保険者3,578人、認定率19.2%となっております。受給者層の割合は、令和4年1月末現在で82.3%となっております。

特別養護老人ホーム待機者の状況については、令和4年1月末の状況で337人の待機者となっております。1年前から14名減少しております。新たに入所する方は、年間145名ほどとなっております。市外の施設に入所している方も一定数いることは事実なので、今後の施設整

備の方向について、人材確保の課題と併せて十分な検討をしなければならないと考えているとの説明がありました。

説明を受けた後、質疑に入りました。特別養護老人ホームの待機者状況について、介護人材の不足状況について、成年後見制度について、坂戸楽生園の状況について等々が質疑されました。その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決でございます。

続いて、第12号議案 令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計についてでございます。現状としては、比較的状态が安定している患者さんが多いことから、コロナ禍において投薬、受診間隔の長期化が続いており、引き続き大変厳しい運営となっております。令和4年度予算は、歳出について経常経費のさらなる節減を図っておりますが、老朽化したボイラーが不良のため、空調の入替えを含め、令和3年度当初予算より100万円増の9,700万円となりました。令和4年度は外来診療において、所長医師を中心に、応援医師による診療を一部拡充し、予防接種や健診など予防医療にも注力して、地域の安心・安全な医療を提供していきたいと考えていると説明がございました。

説明を受けた後に質疑に入り、今後の城内診療所の在り方などの質疑がございました。その後、討論に入りましたが、討論はございませんでした。採決の結果、全会一致、原案可決でございます。

最後に、第14号議案 令和4年度南魚沼市病院事業会計予算についてでございます。最初に、病院事業管理者より退任のご挨拶があった後に、会計予算の説明を受け、質疑に入りました。質疑に関しましては、病院経営改善について、地域包括ケア病床について、回復期リハビリテーション病棟について、医師確保や寄附講座について、経営管理本部設置準備班について等々の質疑がございました。その後、討論に入りましたが、討論はございませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決でございます。

以上、社会厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

○議 長 5件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加します。

4月から国保の制度によって、未就学児の均等割が5割軽減されることになりました。こ

れは重要な改善であり、喜びたいと思います。同時に軽減は5割であり、残りの5割の均等割は残ります。さらに軽減対象は、未就学児のみです。南魚沼市は国の制度創設に伴って改善の措置が取られましたが、南魚沼市の独自の施策は全くありません。均等割は子供が誕生すると、増税になるというものです。私たちは子育て支援に逆行する仕組みとして、市町村独自でも子供たちの均等割を廃止するよう求めてまいりました。

今回の国の制度は大きな一歩前進です。しかし、一歩にすぎません。対象は未就学児のみであり、未就学児も5割の均等割が残っています。高校卒業まで均等割そのものをなくす、廃止する措置を取るよう強く要望いたします。

加えて、均等割はまるで人头税です。人の頭数に税金をかけるという制度は、民主的な税制に最も反する制度です。国保税そのものから均等割の廃止を求めたいと思います。国保制度の最大の問題は、加入者の負担の限度を超える高い国保税になっていることです。国保税は同じ所得、収入のサラリーマンが加入する協会けんぽの保険料と比べると約2倍です。国保制度の加入者は、かつては自営業者や農家を対象にしたものでした。しかし、現在は4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。

全国知事会、全国市長会など、地方団体は加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険料が高く負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために公費投入、国庫負担を増やして国保税を引き下げることが国に要望し続けています。全国知事会は高すぎる国保税を、協会けんぽの保険料並みに引き下げ、持続可能な制度にするために1兆円の公費投入を求めています。

市としても子育て応援を言うのであれば、減免措置を未就学児にとどめるのではなく、中学、高校まで引き上げるとか、第2子、第3子といった多子世帯の全額免除といった市独自の負担軽減の上乗せ措置を講ずるべきであります。負担の限界を超える国保税の負担軽減の努力をすべきであります。

本予算には、そうした市民の暮らしに寄り添う温かい姿勢は見られません。よって、反対といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 南魚みらいクラブを代表し、第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。

近年始まった、いわゆる国保改革は持続可能な運営を目指し、制度改革の検討、見直しが進められており、現在は県が運営主体となり安定的な財政運営に努めているため、会派として市に対しての特段の意見はございません。県と市町村の役割分担を明確にする中で、市は保険給付、保険料率の決定、個々の実情に合ったきめ細かい事業等を適切に行うことになっていますが、制度疲労に加え、構造的な問題を抱える国民健康保険に対し、我が市の担当者は本当によくやっているという認識を持ちます。

国保運営に対する批判の向きはあろうかと思いますが、求めるところの平等を実現しよう

とすればその原資は税金であり、かえって不平等な結果となりますし、滞納者に対する納税相談を市は随時行っております。さらなるサービスを求めるのであれば、さらなる負担を受け入れることは、資本主義であろうと社会主義であろうと同じではありますが、我が国では高い国民の意識により不平等性の中で平等が保たれています。

また、加入者の高齢化や収入減により運営が厳しいのは、国保だけではなく他の保険運営も同様に厳しい状況の中、頑張っています。国は低所得者対策に継続して1,700億円を支出し、さらに保険者努力支援制度等で1,770億円を追加していますので、保険料軽減のための安易な公費投入は控えるべきであります。

新年度は地方の要望により検討が始まった、未就学児の被保険者均等割額の軽減が実現し、着実に改革は進んでいるように思います。南魚沼市国民健康保険特別会計は国の方針に従い、県との役割分担の上、適切に対応しており、総合的な判断のもと賛成いたします。皆様の賛成をお願いして、討論を終わります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様おはようございます。未来創政会を代表いたしまして、第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に原案賛成の立場で討論に参加いたします。

令和4年度国民健康保険ですけれども、配付された資料を基に市の運営方針を見ると、健全財政の維持を基本としまして、保険税率の収納率向上、それに加えてレセプト点検専門員を引き続き2人雇用し、レセプト点検の充実。さらにジェネリックにおきましては、現場では大手の不祥事等で大変医薬品が不足する中、頑張っておられます。ジェネリック医薬品の普及に努めて、保険給付費の適正化と医療費の適正化の推進を行っております。

さらに、特定健診ですが、新型コロナの影響もあって一旦落ち込んだものを何とか回復させたいと、これも現場の頑張りが見えます。さらに、人間ドックの助成事業を継続し、疫病の予防と早期発見、早期治療、健康保持増進のために頑張るという姿勢が見受けられます。

これらに国民健康保険の現状、被保険者の減少などを加味して見ますと、この方針は適正なものであると判断し、また、これを実行するための予算案として、この予算案は同じく適正なものであると判断いたします。よって、私どもはこの予算案に賛成するものであります。

最後になりますが、行政執行部には、健全財政の維持というのは国民皆保険の最後のとりでである、この国民健康保険を守るために必要な措置であるということを重ね承知した上で、被保険者の方々のこれ以上の負担が増えないように、頑張っていただけるよう信じてこの案に賛成するものでありますので、よろしく願いいたします。議員の皆様のご賛成をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　それでは、第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について。ただいまの賛成議員の討論にもありまして、重複する部分も多分、多いと思いますけれども、市民クラブの意思表示も含めて賛成の立場で、市民クラブを代表しまして討論に参加したいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、最初に新型コロナウイルスが確認されて2年以上がたちますけれども、この間の世界中での感染者は4億5,000万人を超え、死者も600万人を超えています。日本でも感染者数は592万人を超え、死者は2万6,000人を超える中で、新潟県及び南魚沼市も高止まりといたしますか——ちょっと新潟県全体では増える傾向にもあるような気もいたしますけれども——の状態であります。3回目のワクチン接種が始まったとはいえ、感染拡大はいまだ収束の見えない状況が続いております。

1年前、国保会計予算の討論に立ったときは、日本全体では感染者は45万人ぐらいだったと思いましたがけれども、大変な拡大であります。医療体制と国民皆保険制度、そしてその根底にあります国民の健康意識で、何とかこの状態で抑えているものだと思います。

しかし、その国民皆保険制度の根幹であります国民健康保険は、反対者も言うておりましたけれども、もともと自営業者、農家、そして年金生活者が主体の医療保険でありまして、低所得者、高齢者が多いという構造的問題を抱えています。さらに、国保世帯数も減少傾向にあります。

そういう中で先ほども話が出ましたけれども、国保財政が市から県に移管されたわけですが、国民健康保険の構造的問題が解決したわけではなく、今回の新型コロナウイルスの国保会計への影響は大きいものがあります。

そこで、当市の令和4年度国民健康保険特別会計はどうかでありますけれども、数値的な部分につきましては、先ほど委員長のほうからもありましたので省略をいたします。国保税の負担感も限界に近いと言われている中で、加えて収束の見えない新型コロナウイルス感染症でありますので、今ほども話がありましたけれども、限界感は大きいという認識は誰も同じだと思います。

そういう中で国は、制度改正による課税限度額の引上げで高額所得者には負担増になる部分もありますが、令和4年度から未就学児の均等割額を半額に軽減し、そのことによる国保税減収分を全額公費負担で補填するとしております。均等割額は廃止せよというような話もありますけれども、これは一歩前進したものだとして評価しているところであります。

市も少しでも負担を軽減するために、引き続いて収納率向上対策の推進、第2期データヘルス計画による効果的な保健指導や、ジェネリック医薬品の普及などでの医療費適正化などをさらに進めるとともに、国の施策に併せて病気予防にも力を入れております。

また、新型コロナの影響で令和3年度はなかなか実績が上がらなかったというところもありますけれども、健康ポイント制度や特定健診、特定保健指導も改めて目標を掲げながら受

診率向上を目指すなど、データヘルス計画の目標に向けての取組を進めながら、医療費抑制に努力している姿がうかがえました。これらのことは国保税の負担軽減につながることで、それらの取組と実践を社会厚生委員会で確認したところであります。

また、令和4年度の当初予算での国保税率も支払準備基金を6,000万円でありますけれども、取り崩し、繰り入れ、税率を据え置いた予算組みでありました。所得決定後の再計算で税額変更という心配もありますけれども、新型コロナの影響の大きい今、また、年度途中の不測の事態にも備えなければならない中で、国保加入者の負担を軽減するための最大限の対応であり、現状の中では精一杯の努力と受け止めております。

前段に言いましたように、国保会計は構造的問題を抱えていますので、単独自治体では解決できないことも多くあるわけでありますけれども、執行部、議会も一緒になって国への制度運営上の抜本的な解決を求めていかなければならないと思います。この令和4年度国民健康保険特別会計につきましては、精一杯の努力と実践を私は感じているところでありますので、今予算につきましては賛成をいたしたいと思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第9号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を11時といたします。

〔午前10時38分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時58分〕

○議 長 第10号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第10号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算

に、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加をいたします。

後期高齢者医療制度は 2008 年に創設されましたが、75 歳という年齢を重ねただけで家族の扶養と今まで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。健康診断から外来、入院、終末期まであらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけられる制度です。しかも、時がたてばたつほど、国民負担も高齢者への差別医療もどんどんひどくなっていく仕組みです。

事実、政府は年収 200 万円以上、夫婦で 320 万円以上の後期高齢者医療費の自己負担 2 割、現行の 2 倍化を決めました。新型コロナウイルス感染が拡大し、受診控えによる健康への影響が懸念される中、負担増が実行されれば、病気やけがのリスクの高い 75 歳以上の高齢者が経済的理由で受診を我慢し、さらに病状を悪化させることになりかねません。安心して医療機関を受診できることが重度化を防ぐとともに、結果的には医療費を減らすことにつながると考えます。

後期高齢者医療制度及びその医療費 2 倍化は国の制度であり、地方自治体の裁量で何とかなるというものではそもそもありません。自治体としてこの業務を執行せざるを得ないことも重々承知しています。

しかしながらこの制度は、南魚沼市の高齢者の暮らしと健康をむしばみ、ひいては若い世代に対しても負の影響を与えていることを考えれば、賛成の立場に立つわけにはいきません。後期高齢者医療制度がいかにかに市民に負担を強いる制度であるかを告発するとともに、市民の命と暮らしを守る役割を持つ行政として、国に対し負担軽減を求めていくことを提案いたしまして、反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第 10 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

歳入歳出の総額は、6 億 1,000 万円で前年度比 1,300 万円の増となっており、前年度の 300 万円より大幅な増加となりました。歳入では、保険料が 1,112 万円、2.5%の増。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金が 1,388 万円、2.4%の増であります。細かい数字につきましては、社会厚生委員長の報告のとおりであります。

令和 4 年度は大きな変化が反映される予算となっています。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響とみられる受診控えで、入院費、外来費が前年度より減少しましたが、令和 4 年度からは団塊の世代が 75 歳を迎え被保険者が増加に転じるため、医療費の増大が見込まれています。

また、現役世代への負担上昇を抑えるため、一定以上の所得がある被保険者の窓口負担割合が、令和 4 年 10 月 1 日から 2 割となる大きな制度改正も予定されています。この対象となる人数は 1,085 人で、全体の 11.7%と見込んでいますが、施行後 3 年間は外来受診の 1 か月分の負担増を 3,000 円までに抑える配慮措置を講ずるとのことです。被保険者の増加

と年度途中の制度改正という大きな変化の中で、難しい予算編成となったことがうかがえます。

新潟県後期高齢者医療広域連合において運営されている中で、制度そのものの議論より、南魚沼市として75歳を迎えても安心して医療を受けられ、持続可能な保険制度が維持できる予算かという視点で判断すべきと考えます。

令和4年度からは、被保険者が年々増加し続けますので、今まで以上に健康づくり事業が重要となります。健康推進員地区活動はコロナ禍で2年間活動実績がありませんが、感染予防対策の工夫により活動が再開されること。また健康ポイント事業は参加実人数が着実に伸びておりますので、検診受診率の向上に向けた新たな取組とともに、健康寿命延伸につながることを大いに期待して賛成するものであります。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第10号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第11号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第11号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計予算に、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加します。

まず、この予算で評価、期待したいのは以下の点です。1点目は、介護予防事業です。市が介護予防事業として取り組んでいる筋力づくりサポート事業は、コロナ禍で規制を受けながら、サポーターの皆さん、保健師の皆さんのご努力に感謝を申し上げ、早く元のようにみんなが楽しく元気に集まれるようになることを願っているところです。

2点目は、市は令和3年度から介護人材確保緊急5か年事業に取り組んでいます。介護現場の人材不足は深刻です。資格取得の補助や支援は当然必要ですが、根本は賃金をはじめとした処遇の問題にあります。介護の仕事に生きがいを持ちながらも、生活できないなどの理

由で離職者が絶えません。そうした中、コロナ禍の下でも頑張ってもらっている現場の方々には頭が下がる思いです。処遇改善は待ったなしです。そうした視点での介護人材確保緊急5か年事業に期待するところです。併せて担当課の皆さんには、ほかにも様々、工夫や努力をされており感謝と期待をするものであります。

介護保険制度は2000年に高齢化社会に備え、これまで家族が担ってきた介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度です。それまでの行政が責任を持つ措置制度ではなく、事業者には民間が参入し、要介護者とその家族は介護サービスを商品として購入する仕組みとなりました。創設から22年、高齢化がさらに進み、家族の介護の困難さが増大する中で、事業量は飛躍的に拡大しています。

保険料が高騰し、一方で保険料の高騰を懸念して、入所施設の建設を抑制せざるを得ない状況も生まれています。加えて、介護報酬が低く抑えられていることが介護労働者の低賃金につながっており、働きたくても働き続けられず人材不足に陥る。これは構造的な矛盾であり、今、市が抱える人材不足をはじめとした課題の多くの根本は、ここに原因があります。

介護保険料は、2000年のスタート時には旧3町の平均で、標準額で年間およそ3万3,000円でしたが、現在の8期計画では7万6,900円で2.3倍になっています。これは一時的な補助金で解決できるものではありません。国の国庫負担割合を引き上げる以外にありません。制度そのものは、一自治体の力で変えることができない問題ではありますが、国の悪政から市民の命と暮らしを守る防波堤として、市長にはご奮闘をいただきたいと思えます。

介護職員の処遇改善と施設の安定運営にふさわしい介護報酬の引上げ、介護利用料の負担軽減など、誰もが安心して介護サービスが受けられるよう、制度改善を強く国に求めています。併せて市としても独自に介護保険料の減免措置を講じる努力を要望し、反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第11号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計予算に、市民クラブを代表して賛成討論に参加いたします。

歳入歳出総額68億8,600万円、前年度比400万円、0.1%の増加という伸び率としてはわずかではありますが、特別会計の中で最高額の予算となっています。65歳以上の第1号被保険者を1万8,727人と見込み、一般会計より10億4,767万円を繰り入れての予算編成です。介護保険給付費準備基金は7,120万円を取り崩し、年度末残高4億9,317万円に減ると見込んでいます。詳しい数字につきましては、委員長報告のとおり。そして委員会の中でも多くの慎重質疑がなされております。

高齢化が進む中で、保険料基準月額6,410円は3年間固定ではありますが、個人の負担感が重くなる中で、収納率を上げ事業の安定的運営を維持しなければなりません。長期化するコロナ禍で、介護事業者の運営とそこで働く職員の負担も深刻な状況であります。要介護認定者の増加傾向と、介護サービス事業所の人材不足も引き続き大きな不安材料であります。高

高齢者世帯が増加する中でも、高齢者の孤立や介護度の悪化を防ぐことが喫緊の課題となっております。

しかし、この令和4年度介護保険特別会計予算案につきましては、制度の是非ではなく、この厳しい状況の中でも、いかにして高齢者の健康と暮らしを守るか、最大限の努力が見られるか、総合的に判断すべきと考えます。高齢になっても必要な人が必要なサービスを受けながら、安心して住み続けられるよう支援することが自治体の役割であります。

継続して取り組む介護人材確保緊急5か年事業では、新たに障がい者施設の従事者も対象に加え、制度の拡充が図られたことを評価するとともに、事業所以外にも広く市民に広報し、この事業の利用者が増え、介護人材確保に確実につながることを期待いたします。

また、各種介護予防事業の充実により、高齢者が楽しみながら健康維持できることに、大きな期待をして賛成するものであります。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 未来創政会を代表いたしまして、第11号議案 南魚沼市介護保険特別会計予算に、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の中間年に当たるわけでありまして、第1号被保険者数の昨年度比を見ますと、52名減の1万8,727人と見込んでの、また介護給付費準備基金7,120万円を取り崩しまして、68億8,600万円の予算計上でございます。

介護保険制度の給付費一つを見ても、今、創設時の3倍の10兆円になっているのが現実であります。これは高齢化の状況が明確にこの数字に出ているのが分かるわけでありまして。

また、当市の状況、合併当時の私ども当初の介護保険特別会計の予算は、28億5,300万円でありました。この数字を見ても一目瞭然であります。いかに急速に高齢化が進んでいるかということが分かるわけでありまして。医療と並んで介護の充実は大切であります。まさに、待ったなしであると改めて感じるわけでありまして。

日本は超高齢化社会になりまして、誰もが認知症や寝たきりになる可能性があります。市民の皆さんもこのことは将来に向けて不安なもの事実ではないかと感じております。ですから、私たちはこのところを限られた財源の中で、どう介護基盤を築いて整備していくかという大事な使命があるわけでありまして。大事になってくるわけでありまして。

そういう意味で、令和4年度を見ますと、地域包括ケアシステムのさらなる向上に向けて、介護予防、そして日常生活圏域のニーズ調査、また在宅介護の実態調査を行います。そして介護現場の実態調査した中で、要介護者の在宅生活の介護支援の継続、そしてまた介護者の就労支援という、介護をしている就労をどう支えていくか等々に生かしていかなければいけない、そういう年度に来ているわけでありまして。

介護保険料を見ますと、生活困窮の被保険者には世帯の状況に合わせて、第1段階から第3段階までの保険料の軽減措置も講じております。

そうした中、当市においても介護サービス事業で介護人材の確保が大きな課題となっております。昨年からの介護人材確保緊急5か年事業、また、令和4年度から始まる在宅介護への用具の支援事業等も大いに私は評価したいものであります。

現実の切実たる声を、私たちは現場の声を聞かせていただいている中で、第8期計画の中間年に当たるわけでありますけれども、いま一度、私は介護サービス等の計画にのっとり、本当に事業がきちんと推進しているかも見なければいけないと思っております。特に特別養護老人ホーム施設の計画では、令和4年1月現在、337名の方が待機しているにもかかわらず、いまだ計画が実行されていない事業計画もあります。実情はよく分かりますが、一日も早い事業開始に取り組んでいただきたいと思っている次第であります。今後、本当に要介護者や認知症の高齢者が増えてくることも予測されますので、ぜひ、行政一丸となってお願いしたいと思っております。

住み慣れた地域で安心して暮らせる社会へ、医療と介護の生活支援など一体的な提供がさらに求められている現実であります。そういう意味でも、やはり介護予防事業が大切であります。健康寿命をどう延ばせられるか。各課との連携を大切にしながら、とにかく一人一人に目を配らないと改善はできないと思っております。元気な高齢者の方のお力も借りている介護ポイント事業も大切であります。私は本当に南魚沼市に住んでよかった。また、人生よかったという、これが介護の原点だと私は思っております。

自分の人生の終末期をいつかは迎えなければならないわけであります。だけれども、そのときに先ほど言ったように、よかった、悔いはないと、みんなから言っていただけるような、それに近づけるのがやはり介護事業の大事な部分かと私は思っております。皆が安心して暮らせる社会へ、地域包括ケアシステムのさらなる前進を期待してやまないものであります。

最後に言わせていただきます。本当に介護関係者の皆さん、日夜ありがとうございます。私たちがどれほど助かっているか、感謝の念に堪えない次第であります。そういう意味も全て込めて、賛成討論とさせていただきます。

以上であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第11号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 11 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第 12 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 12 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第 14 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 14 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、発議第 4 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第 4 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成 20 年 9 月 1 日に施行されたことにより、地方議会の調査権等を定めている、地方自治法第 100 条に第 12 項が追加され、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができることになっております。

しかしながら、本市議会は会議規則に規定がないため、従前から開催している議会全員協議会、会派代表者会議は、法律に基づく議会活動となっていない状況であります。

そのため、本市議会が開催している議会全員協議会、会派代表者会議を南魚沼市議会会議規則第 166 条の別表に定め、法律に基づく議会活動として位置づけるものであります。この改正により、会議の運営方法等に変更は生じませんが、法律に基づく議会活動となるため、費用弁償や公務災害の対象となるものであります。

附則におきまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

なお、本発議は議会運営委員会において、全会一致で発議することとなりましたのでご報告申し上げます。

以上で、説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 4 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 4 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和 4 年 3 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間お疲れさまでした。

〔午前 11 時 29 分〕